（農林水産省組織令の一部改正）

第二条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第三条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第六条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附則第七条の表平成二十五年三月三十一日までの間の項を削り、同表平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の項中「平成二十五年四月一日から」を削り、「及び特殊土壌地帯対策分科会」を「、特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会」に改め、同表平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間の項中「及び特殊土壌地帯対策分科会」を「、特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会」に改め、同表に次のように加える。

平成二十九年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び離島振興対策分科会

附則第九条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

（国土審議会令の一部改正）

第四条　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「と読み替えるもの」を削り、同項の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一条	国土交通省国土政策局離島振興課

附則第二条に次の一項を加える。

3　離島振興対策分科会については、平成二十五年三月三十一日までの間、第一項の表平成三十五年三月三十一日の項中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条並びに離島振興法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十号）附則第二条第一項の規定によりその規定の例によることとされた同法による改正後の離島振興法第三条第三項」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　川端　達夫
農林水産大臣　郡司　彰
国土交通大臣　羽田雄一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十一号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に改める。

第六章中第三十六条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行の手続）

第三十六条の二　法第八十六条の四第一項の規定による市町村長の事務の代行をする都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

2　前項に規定するもののほか、都道府県知事は、法第八十六条の四第一項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知しなければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百七十二号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第八号ロ中「電力量計」の下に「（ハに掲げるものを除く。）」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。